

【第一条関係】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）……………1

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）……………1

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）……………2

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）……………2

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）（抄）……………3

○老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）……………3

○母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）……………4

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）……………4

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）……………5

【第二条関係】

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）……………7

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）……………7

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）……………8

【第三条関係】

○地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（抄）……………9

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）……………9

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）……………9

【第四条関係】

○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）……………10

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）……………10

【第五条関係】

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）……………11

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）……………11

【第六条関係】

- 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）…………… 11
- 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）…………… 12

【第七条関係】

- 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）…………… 12
- 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）…………… 12
- 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）…………… 13
- 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）…………… 13

【第八条関係】

- 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（抄）…………… 13
- 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）…………… 13

【第九条関係】

- 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（抄）…………… 14
- 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）…………… 14

【第十条関係】

- 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）（抄）…………… 14
- 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）…………… 14

【第十一条関係】

- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）…………… 15
- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）…………… 15

【第十二条関係】

- 国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）（抄）…………… 16
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）…………… 16

【第一条関係】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十二條 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第六條の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

③（略）

④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

⑤～⑧（略）

第六條の三（略）

②（略）

③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

④～⑥（略）

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧・⑨（略）

第七條 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2（略）

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

② (略)

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号) (抄)

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第二条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所をいう。

2 (略)

○身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) (抄)

(施設)

第五条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

2 (略)

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（種類）

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

一 救護施設

二 更生施設

三 医療保護施設

四 授産施設

五 宿所提供施設

2・3 （略）

4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5 （略）

6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

○老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）

（定義）

第五条の二 （略）

2・5 （略）

6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービスの支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

7 （略）

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

（老人介護支援センター）

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 （略）

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。))の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。)(を)する事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

一〇七 (略)

2〇12 (略)

〇母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号) (抄)

第二十二條 (略)

2 母子健康センターは、母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行ない、又はこれらの事業にあわせて助産を行なうことを目的とする施設とする。

〇障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) (抄)

第五條 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)(を行う事業をいう。

2〇6 (略)

7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9 (略)

10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の

介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 (略)

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17 (略)

26 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

27 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）
（特定開発行為の制限）

第七十三条 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第三項及び第九十四条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第三項において「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第三項において「特例市」という。）の区域内にあつては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。

一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）

二 (略)

3 (略)

4 第一項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一・二 (略)

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

(特定建築行為の制限)

第八十二条 特別警戒区域内において、第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 (略)

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

(許可の基準)

第八十四条 都道府県知事等は、第七十三条第二項一号に掲げる用途の建築物について第八十二条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 第七十三条第二項第一号の政令で定める用途ごとに政令で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあつては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であること。

2 4 (略)

(許可証の交付又は不許可の通知)

第八十六条 都道府県知事等は、第八十二条の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもって通知しなければならない。

3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、することができない。

4 (略)

(変更の許可等)

第八十七条 第八十二条の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

一 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

- 二 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十三条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合
2 5 4 (略)
- 5 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

【第二条関係】

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で定めらるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしてゐる宅地又は建物に關し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 (略)

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に應じて政令で定めるものに関する事項の概要

三 5 十四 (略)

2 5 (略)

（契約締結等の時期の制限）

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に關する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で定めらるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二條の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十九 (略)

十九の二 津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第二百二十三号) 第二十三条第一項の許可

二〇一〇二十七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定 (これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。) に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法 (昭和四十四年法律第一〇一号) 第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限 (同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。) で当該宅地又は建物に係るものとする。

一〇二十 (略)

二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条及び第六十八条
二〇一〇三十五 (略)

2・3 (略)

○津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第二百二十三号) (抄)

(津波防護施設区域における行為の制限)

第二十三条 津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 津波防護施設以外の施設又は工作物 (以下この章において「他の施設等」という。) の新築又は改築

二 土地の掘削、盛土又は切土

三 前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める行為

2 (略)

(管理協定の効力)

第六十八条 第六十五条 (前条において準用する場合を含む。) の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定に係る協定避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(変更の許可等)

第七十八条 第七十三条第一項の許可 (この項の規定による許可を含む。) を受けた者は、第七十四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第七十三条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

256 (略)

(変更の許可等)

第八十七条 第八十二条の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、変更後の建築物が第七十三条第二項各号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

一 第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について第八十三条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

二 第七十三条第二項第二号の条例で定める用途の建築物について第八十三条第三項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合

255 (略)

【第三条関係】

○地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)(抄)

(他の法令の準用)

第四十七条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)(抄)

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市(第二十三号にあっては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一223 (略)

二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

二十五 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第十九条

二十六30 (略)

三十一 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項

三十二 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十二条第二号(同令第二十四条において準用する場合を含む。)

2 (略)

○津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)(抄)

(許可の特例)

第七十六条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第七十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 (略)

(変更の許可等)

第七十八条 第七十三条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第七十四条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第七十三条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

5・6 (略)

(許可の特例)

第八十五条 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第八十二条の許可を受けたものとみなす。

【第四条関係】

○地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号) (抄)

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号) (抄)

(他の法令の準用)

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市(第十九号にあつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十九 (略)

二十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項

二十一 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第十九条

二十二〇二十七 (略)

二十八 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十二條第二号(同令第二十四條において準用する場合を含む。)

二十九 船舶登記令第十三条第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二十七条第一項第四号（同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。）

【第五条関係】

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の準用）

第二十三条（略）

2 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）

（他の法令の準用）

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したものと（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）

（）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十三（略）

十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

十五 登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）第十九条

十六（略）

十七 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）、第十六条第四項、

第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項

十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

2・3（略）

【第六条関係】

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）
（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3 (略)

(事業実施の時期に関する制限)

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

(広告の規制等に係る許可等の処分)

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十三 (略)

二十三の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十三条第一項の許可
二十四 三十一 (略)

【第七条関係】

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

(他の法令の準用)

第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 (略)

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 四十七 (略)

四十八 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十五条
四十九 六十二 (略)

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（不動産登記法等の準用）

第九十四条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十一 (略)

二十二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二十五条

二十三・二十四 (略)

25 (略)

【第八条関係】

○独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十二条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三十三 (略)

三十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項

第三号

三十五 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第三条第一項及び第四条の五

三十六、四十一 (略)

四十二 不動産登記令 (平成十六年政令第三百七十九号) 第七条第一項第六号 (同令別表の七十三の項に係る部分に限る。) 及び第二項、第十

六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第二項

四十三 景観法施行令 (平成十六年政令第三百九十八号) 第二十二条第二号 (同令第二十四条において準用する場合を含む。)

2 (略)

【第九条関係】

○独立行政法人労働者健康福祉機構法 (平成十四年法律第七十一号) (抄)

(他の法令の準用)

第十九条 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令 (平成十五年政令第五百五十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一、十三 (略)

十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成二十年法律第四十号) 第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

十五 医療法施行令 (昭和二十三年政令第三百二十六号) 第一条、第三条第一項及び第四条の五

十六 (略)

十七 景観法施行令 (平成十六年政令第三百九十八号) 第二十二条第二号 (同令第二十四条において準用する場合を含む。)

【第十条関係】

○独立行政法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) (抄)

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法 (平成十六年法律第百二十三号) 及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

○独立行政法人都市再生機構法施行令 (平成十六年政令第百六十号) (抄)

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十三 (略)

二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項
第三号

二十五 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十六〇二十九 (略)

三十 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第二項

三十一 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

2 (略)

【第十一条関係】

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十八条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターを国とみなして、これらの法令を準用する。

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十二 (略)

二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項
第三号

二十四 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第三条第一項及び第四条の五

二十五〇二十六 (略)

二十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十一条から第十三条まで

二十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第二号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）

2 (略)

【第十二条関係】

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）
（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 六十一 （略）

六十二 水防に関する事

六十三 一 百二十八 （略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（水管理・国土保全局の所掌事務）

第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 十一 （略）

十二 水防に関する事

十三 一 十七 （略）

二 一 四 （略）

（水政課の所掌事務）

第九十三条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 十一 （略）

十二 津波災害警戒区域に関する事（技術に関するものを除く。）。